

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	三関地区 (関口、下関、上関)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月2日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・特産物(せり、桜桃、りんご)が多いことから、他地区に比べ担い手の減少は少ないが、果樹の担い手は、高齢化により減少している。
 ・水田農業の後継者が少ないことから、農作業の効率化を図るため地区の法人等へ農地の集積、集約を進める必要がある。
 主な作物: 水稲、せり、桜桃、りんご

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農作業の効率化を図るため、担い手へ農地の集積、集約を進める。
 ・三関の特産物である「せり、桜桃、りんご」のブランド力向上と品質「日本一」を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	252.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	252.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 認定農業者や新規就農者への農地集積を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域の状況に応じて農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業の利用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・三関の特産物である「せり、桜桃、リンゴ」を活かし、新規就農者を呼び込む。 ・地域農業を次世代に引き継ぐため若手の育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農作業の効率化を図るため防除作業は、地区の防除組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ツキノワグマやイノシシの被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。
- ②減農薬・減肥料の特別栽培米等に取り組む。
- ⑤三関の特産物である「せり、桜桃、リンゴ」のブランド力向上と品質「日本一」を目指す。
- ⑦保全会の活動により農用地や農道、水路等の維持管理を行う。
- ⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。